

監査結果公表第10号

監査結果に基づく措置状況等の公表について

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、定期監査等の監査結果に基づく措置を講じた等の通知があったので、その内容について別添のとおり公表する。

平成22年12月20日

四日市市監査委員	伊藤	晃
同	松岡	光代
同	藤原	まゆみ
同	鎌田	二三男

## はじめに

監査結果としての「指摘事項」や「所見」は、監査委員による市政への注意喚起や提案であり、また、市民からの強い期待でもあります。

このことを念頭におき、改善すべきは直ちに改善し、明日の市民の信頼に確実につなげる具体的な行動を希望します。

特に次の事柄については、この数年来、繰り返し指摘または改善努力を要望している項目であります。全庁的に抜本的な改善が図られていない状況があるので、一層の解決努力を要望します。

### (1) 内部統制について

内部統制という言葉は、今年度から新たに発したものであるが、従来の「(内部)事務管理」「内部牽制」等にあたるものである。収納金の記帳漏れ、物品の台帳登載漏れ、支出証拠書類の日付漏れや決裁印漏れなどの基本的な部分において遺漏が見受けられるのは、主に上司による精査の不履行、加えて、漏れなどの予防システムが十分機能していない状況があることなどに起因すると判断できる。市民の信頼を失墜するような事態を生じさせないように不正や誤謬を自律的に防止させる隙のないシステムを所属内に早急に構築すべきことを求めるものである。

### (2) 契約履行状況の確認について

指定管理者など外部委託の拡大により、新たな課題となっている事項である。外部委託が定例化すると、担当職員の技術、技能や知識の維持向上力の低下が懸念される。また、熟練職員の退職が進むことにより、技術技能の継承が一層困難になることから、委託業務の進捗管理や業務品質の確保に不安が残る。委託先に仕様を適切に指導し、より効果的、効率的に事業が執行されるためにも、早急な取り組みを求めるものである。加えて、契約内容や委託先の決算状況を理解し、交渉・指導できる能力も一層重要性を増しており、その対処も急がりたい。

### (3) 事務事業における目標設定と成果・活動指標について

行政の使命を明確にし、その目的を果たすための手段を体系的に記述したものとして業務棚卸表を導入しており、事務事業の評価に活用しているが、目標設定や成果・活動指標について数値目標のないものや客観性・妥当性に欠ける所属がいまだに散見される。的確な行政評価をするうえでも、また、市民に分かりやすい評価システムにしていくためにも、制度導入の趣旨を再確認するとともに、引き続き目標や成果、日常活動の指標などが、よりの確でわかり易い数値により管理され、公表されるよう一層努力することを望むものである。

( 4 ) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

平成 12 年度から連続して「所見」としているが、現在も職員に対して年間 360 時間を超える時間外勤務命令が出されている実態がある。年間残業時間が 500 ~ 1,000 時間に及ぶ職員が多数存在することを確認するに至り、その業務体系の異常な偏りや、職員の健康管理や生活の面などを勘案すれば、決して見逃せる問題ではない。所属長自ら時間外における具体的な仕事内容を確認し、部下と一緒に考えて、係内や所属内で業務の再配分を行い、硬直的な現状からの早期の脱却を望むものである。

( 5 ) 人財の育成と確保について

指定管理者への技能の流出や、団塊世代の大量退職に伴う熟練職員の急減により、組織内部に蓄積されている技能、技術を如何に若手職員に継承するかが喫緊の課題となっている。業務の遂行において職員の知識や能力の差が顕著に表れている職場も見受けられることから、職員の知識やレベルに応じた研修に一層努め、市民サービスの低下を防ぐことを望むものである。また、公会計制度の導入などにより、複式簿記等の新しい知識の取得、理解も急務となってきている。これについても専門職員の育成に努められたい。

ここに述べたことは、「措置済」は改善された状態が継続されるよう、「継続努力」は報告時点以降も改善へむけた一層の取り組みが図られるよう望むものであり、管理職各位においては、職員が生き生きと市民のために働ける職場づくりができるよう、そして、次代の市政を更に充実させるよう、具体的な行動として実践されたい。

## 平成 21 年度監査結果に基づく措置または対応状況の概要

### 1 公表の内容

平成 21 年度定期監査、随時監査(工事監査)、財政援助団体監査、出資団体監査、公の施設の指定管理者監査及び行政監査の結果に基づいて、関係部署が取り組んだ状況(講じた措置または対応状況)について公表します。

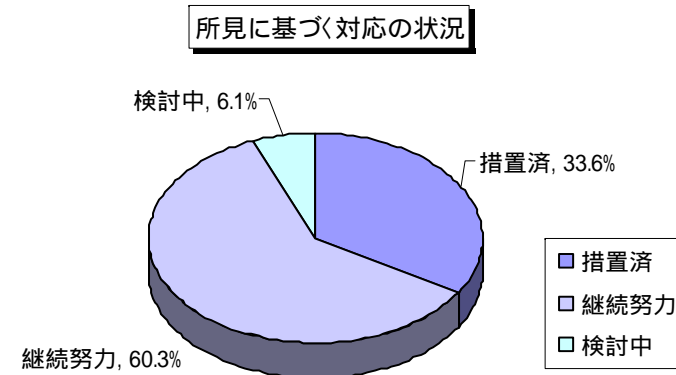
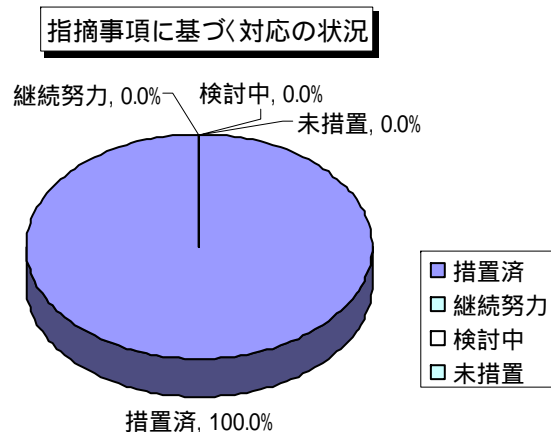
### 2 公表の根拠

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 5 項及び第 7 項の規定に基づき平成 21 年度に実施した監査の結果、同条第 9 項及び第 10 項の規定により提出された報告及び意見に基づいて平成 22 年 9 月までに取り組んだ状況(講じた措置または対応状況)が監査委員に通知されましたので、同条第 12 項の規定に基づき公表するものです。

### 3 取組の状況

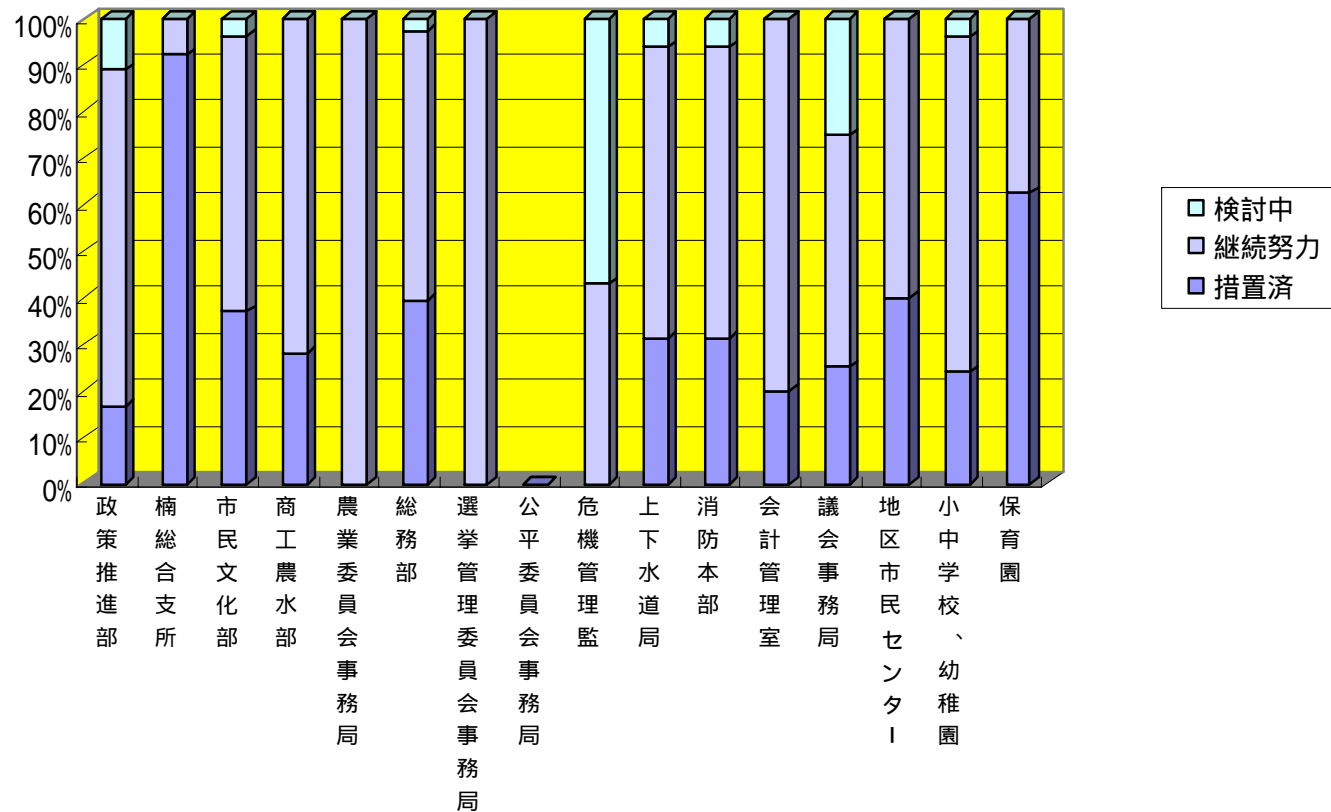
#### (1) 定期監査に係るもの

監査委員の指摘事項 132 件については、すべてが「措置済」(構成比率 100%)となっています。監査委員の意見(所見) 247 件について、「措置済」が 83 件(構成比率 33.6%)、「継続努力」が 149 件(同 60.3%)、「検討中」が 15 件(構成比率 6.1%)となっています。



なお、部門別にみると、指摘事項に対してはすべての部局において措置済あるいは何らかの改善努力が行われています。また、所見についても、監査委員の意見に基づいて改善済あるいは何らかの改善努力が行われたもの（「措置済」+「継続努力」）の割合は、所見全体に対して政策推進部 88.9%、楠総合支所 100%、市民文化部(地区市民センターを除く) 96.3%、商工農水部 100%、農業委員会事務局 100%、総務部 97.4%、選挙管理委員会事務局 100%、危機管理監 42.9%、上下水道局 93.7%、消防本部 93.7%、会計管理室 100%、議会事務局 75%、地区市民センター 100%、小中学校・幼稚園 96%、保育園 100%となっています。その他はすべて改善に向けた検討が行われていました(「検討中」)。

所見に基づく対応の部門別構成比率



定期監査の結果に基づく対応区分ごとの部門別件数及び構成比率

監査対象		監査実施時期	監査結果		措置済		継続努力		検討中		未措置	
部局名	所属数		区分	件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
政策推進部	4	H21.4.21 ~ H21.4.22	指摘事項	8	8	100.0%						
			所見	18	3	16.7%	13	72.2%	2	11.1%		
楠総合支所	4	H21.5.8	指摘事項	6	6	100.0%						
			所見	13	12	92.3%	1	7.7%				
市民文化部 (地区市民センターを除く)	5	H21.5.19 ~ H21.5.27	指摘事項	8	8	100.0%						
			所見	27	10	37.0%	16	59.3%	1	3.7%		
商工農水部	4	H21.7.3 ~ H21.7.7	指摘事項	11	11	100.0%						
			所見	25	7	28.0%	18	72.0%				
農業委員会事務局	1	H21.7.3	指摘事項	1	1	100.0%						
			所見	3			3	100.0%				
総務部	8	H21.7.9 ~ H21.7.31	指摘事項	13	13	100.0%						
			所見	38	15	39.5%	22	57.9%	1	2.6%		
選挙管理委員会事務局	1	H21.7.31	指摘事項	2	2	100.0%						
			所見	1			1	100.0%				
公平委員会事務局	1	H21.7.31	指摘事項	0								
			所見	0								
危機管理監	1	H21.7.31	指摘事項	1	1	100.0%						
			所見	7			3	42.9%	4	57.1%		
上下水道局	7	H21.7.14 ~ H21.7.15	指摘事項	7	7	100.0%						
			所見	32	10	31.3%	20	62.5%	2	6.2%		
消防本部	7	H21.8.21	指摘事項	15	15	100.0%						
			所見	32	10	31.3%	20	62.5%	2	6.2%		
会計管理室	1	H21.8.19	指摘事項	0								
			所見	5	1	20.0%	4	80.0%				

議会事務局	1	H21.8.19	指摘事項	1	1	100.0%						
			所見	8	2	25.0%	4	50.0%	2	25.0%		
地区市民センター	6	H21.10.29	指摘事項	18	18	100.0%						
			所見	5	2	40.0%	3	60.0%				
小中学校、幼稚園	22	H21.11.12～H21.11.18	指摘事項	25	24	100.0%						
			所見	25	6	24.0%	18	72.0%	1	4.0%		
保育園	7	H21.11.13	指摘事項	16	16	100.0%						
			所見	8	5	62.5%	3	37.5%				
			指摘合計	132	132	100.0%						
			所見合計	247	83	33.6%	149	60.3%	15	6.1%		

## (2) 工事監査に係るもの

監査委員の意見(所見)26件について「措置済」が23件(構成比率88.5%)、「継続努力」が2件(同7.7%)、「検討中」が1件(同3.8%)となっています。監査委員の指摘事項はありません。

監査対象	監査実施時期	監査結果		措置済		継続努力		検討中		未措置	
		区分	件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
環状1号線道路改築工事 都市整備部(道路整備課)	H22.1.19～H22.1.21	指摘事項	0								
		所見	15	15	100.0%						
山ノ手3号配水池耐震補強工事 上下水道局(水道建設課)	H22.1.19～H22.1.21	指摘事項	0								
		所見	11	8	72.7%	2	18.2%	1	9.1%		
			指摘合計	0							
			所見合計	26	23	88.5%	2	7.7%	1	3.8%	

(3) 財政援助団体監査に係るもの

監査委員の指摘事項2件については「措置済」(構成比率100%)、監査委員の意見(所見)9件については「措置済」が1件(構成比率11.1%)、「継続努力」は7件(同77.8%)、「検討中」は1件(同11.1%)となっています。

監査対象	監査実施時期	監査結果			措置済		継続努力		検討中		未措置	
		区分	件数		件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
(社)四日市市シルバー人材センター 福祉部(福祉総務課)	H22.1.26	指摘事項	2		2	100.0%						
		所見	5		1	20.0%	4	80.0%				
(福)アパティア福祉会 福祉部(児童福祉課)	H22.1.26	指摘事項	0									
		所見	4				3	75.0%	1	25.0%		
		指摘合計	2		2	100.0%						
		所見合計	9		1	11.1%	7	77.8%	1	11.1%		

(4) 出資団体監査に係るもの

監査委員の指摘事項1件については「措置済」(構成比率100%)、監査委員の意見(所見)9件について「措置済」が1件(構成比率11.1%)、「継続努力」は2件(同22.2%)、「検討中」は6件(同66.7%)となっています。

監査対象	監査実施時期	監査結果			措置済		継続努力		検討中		未措置	
		区分	件数		件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
(株)四日市市生活環境公社 環境部(生活環境課)	H22.1.22	指摘事項	1		1	100.0%						
		所見	9		1	11.1%	2	22.2%	6	66.7%		
		指摘合計	1		1	100.0%						
		所見合計	9		1	11.1%	2	22.2%	6	66.7%		



## (5) 公の施設の指定管理者監査に係るもの

監査委員の指摘事項18件については「措置済」(構成比率100%)、監査委員の意見(所見)19件について「措置済」が9件(構成比率47.4%)、「継続努力」が7件(同36.8%)、「検討中」は3件(同15.8%)となっています。

監査対象	監査実施時期	監査結果			措置済		継続努力		検討中		未措置	
		区分	件数		件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
なやプラザ(四日市NPOセクター会議なやプラザ運営委員会、市民文化部市民生活課)	H22.2.2	指摘事項	2		2	100.0%						
		所見	7		3	42.8%	2	28.6%	2	28.6%		
四日市市文化会館及び茶室「泗翠庵」(財団法人四日市市まちづくり振興事業団、市民文化部文化国際課)	H22.2.2	指摘事項	7		7	100.0%						
		所見	8		4	50.0%	3	37.5%	1	12.5%		
四日市市営中央駐車場及び本町駐車場(株式会社日本メカトロニクス、都市整備部道路管理課)	H22.2.3	指摘事項	9		9	100.0%						
		所見	4		2	50.0%	2	50.0%				
		指摘合計	18		18	100.0%						
		所見合計	19		9	47.4%	7	36.8%	3	15.8%		

(6) 行政監査(「普通財産(土地：宅地)の管理状況について」)に係るもの

監査委員の指摘事項15件については「措置済」が11件(構成比率73.3%)、「検討中」が4件(同26.7%)となっています。また、監査委員の意見(所見)29件について「措置済」が6件(構成比率20.7%)、「継続努力」が14件(同48.3%)、「検討中」は9件(同31.0%)となっています。

監査対象	監査実施時期	監査結果		措置済		継続努力		検討中		未措置		
		区分	件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	
総務部 人事課、人権・同和政策課	H22.1.28	指摘事項	1						1	100.0%		
		所見	2				2	100.0%				
都市整備部 市街地整備・公園課、市営住宅課	H22.1.28	指摘事項	2		2	100.0%						
		所見	9		4	44.4%	5	55.6%				
環境部 生活環境課	H22.1.28	指摘事項	1		1	100.0%						
		所見	5		1	20.0%			4	80.0%		
教育委員会 教育総務課	H22.1.28	指摘事項	1		1	100.0%						
		所見	3				2	66.7%	1	33.3%		
財政経営部 管財課	H22.1.28	指摘事項	6		4	66.7%			2	33.3%		
		所見	7		1	14.3%	4	57.1%	2	28.6%		
商工農水部 商業観光課、競輪事業課、農水振興課	H22.1.28	指摘事項	3		3	100.0%						
		所見	5		3	60.0%	2	40.0%				
政策推進部 政策推進課	H22.1.28	指摘事項	0									
		所見	0									
楠総合支所 振興課	H22.1.28	指摘事項	0									
		所見	0									
福祉部 福祉総務課、介護・高齢福祉課、障害福祉課	H22.1.28	指摘事項	2						2	100.0%		
		所見	4				2	50.0%	2	50.0%		
		指摘合計	16		11	68.8%			5	31.2%		
		所見合計	35		9	25.7%	17	48.6%	9	25.7%		

#### 4 措置状況等の報告を受けて

前述のとおり、「措置済」、「継続努力」との報告が大半を占め、各部局の努力は評価したい。

しかしながら、報告の内容を検証すると、この数年来、繰り返し指摘または改善努力を要望している項目について、抜本的な改善が図られていない状況がある。

監査結果としての「指摘事項」や「所見」は、監査委員による市政への提案であり、また、市民からの期待です。

このことを念頭におき、誤りは誤りとして直ちに改善し、過去の失敗を明日の市民の信頼に確実に繋げる尽力を希望します。

次の事柄については、単独の所属で解決する問題も少なくないため、組織としての解決努力を一層要望したい。

##### (1) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

平成12年度から連続して「所見」としているが、年間360時間を超える職員が後を絶たない。行財政改革の一旦として職員が削減されている状況は理解するが、職員の健康管理や生活の面からは決して見逃せる問題ではない。時間外勤務を命じるにあたっては、労働基準法第36条に基づく協定を必要としない公務や災害の従事といえども、労働基準法の精神や厚生労働省の示す時間外勤務の限度に関する基準を十分認識することを望むものである。

##### (2) 内部統制について

内部統制という言葉は、今年度から新たに発したものであるが、従来の「(内部)事務管理」「内部牽制」等にあたるものである。端的に言うならば、「事務事業や財務事務を行うにあたっては、複数の目で確認し、誤りのないよう実行すること」を求めているのである。

##### (3) 契約履行状況の確認について

指定管理者など外部委託の拡大により、新たな課題となっている事項である。外部委託が定例化すると、担当職員の技術、技能の低下や知識の維持向上が懸念される。また、熟練職員の退職が進むことにより、技術技能の継承が一層困難になることから、契約後の委託業務の進捗管理や業務品質の確保に不安が残る。委託先に仕様を適切に指導し、より効果的、効率的に事業が執行されるためにも、早急な取り組みを求めているのである。

##### (4) 業務棚卸表について

業務棚卸表については、一定程度定着したものの、成果・活動指標や目標設定の妥当性に欠ける所属が散見される。的確な行政評価をするうえでも、また、市民に分かりやすい評価システムにしていくためにも、引き続き業務棚卸表の作成・分析能力の向上に一層努力することを望むものである。

ここに述べたことは、提出された報告内容を否定するものではなく、「措置済」はその状態が継続されるよう、「継続努力」は報告時点よりもより向上が図られるよう望むものであり、市長以下管理職においては、職員が生き生きと市民のために働ける職場づくりができるよう、そしてそれにより、明日の市政を今日よりも素晴らしいものとしていただくよう、この措置状況報告を実践されたい。